

第89回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

●事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人に関する事項
- ・ 会社の体制および方針

●連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

●計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

●監査報告書

- ・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・ 会計監査人の監査報告書
- ・ 監査役会の監査報告書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

ロート製薬株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が有するストックオプションとしての新株予約権の状況

取締役会決議日（2008年8月25日および同年9月12日）	
保有者数	取締役（社外取締役を除く） 1名
新株予約権の数	330,125個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 660,250株 (新株予約権1個につき2株)
新株予約権の払込金額	新株予約権の割当日である2008年9月13日現在の公正価額とする。 割当を受けた対象役員は、当該払込金額の払込債務と当社に対する退職慰労金相当額打ち切り支給請求権をもって相殺する。
新株予約権の行使価額	1個につき1円
新株予約権の行使条件	①退任した日の翌日から10日を経過するまでの間 ②死亡により退任した場合は、配偶者、子、一親等の直系尊属のみ権利行使が可能 但し、死亡により退任した日の翌日から4ヶ月を経過するまでの間
新株予約権の行使期間	2008年9月14日から2048年9月13日

(注) 本新株予約権は、2008年6月25日開催の第72回定時株主総会終結の時をもってなされた役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金相当額打ち切り支給の方法として発行されたものです。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付したストックオプションとしての新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2032年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

取締役会決議日（2025年2月26日）

新株予約権の数	2,500個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	本新株予約権の目的である株式の種類および内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
転換価額	2,828.5円
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
新株予約権の行使期間	2025年3月28日から2032年3月1日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	125百万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	150百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画における監査時間と報酬見積額を前任の会計監査人の実績等と比較し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「社債発行に係るコンフォートレター作成業務」等を委託し、その対価を支払っております。
4. 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に、過年度の英文財務諸表監査に係る報酬が10百万円あります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があると判断した場合には、会社法第340条の規定に基づき、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当法定款においては、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

会社の体制および方針

当社が業務の適正を確保するために必要な体制として取締役会において決議した基本方針は、次のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する基本方針

1. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループは、従業員が働く上での行動規範を表現した『7つの宣誓』、企業個性と事業への取組み姿勢を表したコーポレートスローガン『ロートはハートだ。』を制定しています。これらの考え方は、当社定款第2条に理念として明記し、当社のガバナンスおよびコンプライアンス体制の基礎としております。また当社グループが目指す自立・自営の経営を推進していくための要点が整理された「グローバルマネジメントブック」を発行、当社および当社グループの経営幹部へ周知しております。
定款第2条（理念）
 1. 豊かで幸せな生活を送るための心身の健康に貢献し続けることが当会社の最大の責務と捉え、その実現のために長期視点での経営と価値創出に努める。
 2. 当会社は、社会の公器としての使命を自覚し、当会社を取りまく全ての人たちと協働して社会課題を解決し、これにより得られた便益を共有する。
 - ② 当社グループの取締役会は「取締役会規則」および「ロートグループ管理規則」に基づき適切な運営を確保し、各取締役が業務執行状況を報告することで相互に業務執行状況を監督し、適法性の確保に努めます。また、当社の取締役会においては、社外取締役より、適宜アドバイスまたは勧告を受け、取締役会の監督機能を高めるよう努めております。
 - ③ 当社グループの取締役の職務執行については、監査役会の定める監査方針および分担に従い、各監査役の監査対象とします。
 - ④ 当社グループの従業員の職務執行においては、職制により監督を行うとともに、内部監査室による内部監査体制を整備・運用することによりコンプライアンスを確保します。
 - ⑤ 法令違反、ロートグループコンプライアンス行動指針違反、その他企業コンプライアンスに関わる当社グループの従業員等からの相談・通報窓口として、内部通報制度を整備しております。第三者である社外弁護士に直通することで、通報した者が不利益を被らないよう配慮しております。その後、通報内容は代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会に報告され、事態の適正な収拾を行い、重要なものは取締役会および監査役会へ報告することとしています。また、当社はコンプライアンス推進部を設置し、すべての役職員に対してコンプライアンス意識を醸成します。
 - ⑥ 法令・定款違反等の行為が発見された場合、当社社内規定に従って、厳正に対処します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 経営上重要な機関の規則、会議記録、また稟議書、契約書など取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規則」によって保存および管理を行います。

- ② 個人情報・営業上の機密情報その他重要な情報資産の保護と適正な取扱いに関する社内ルールを整備し、併せて情報セキュリティ管理委員会を設置し、情報資産の保全体制の強化と有事対応の一元化を図ります。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社グループは「グローバルマネジメントブック」において当社グループの経営にあたってのガイドラインを明文化しています。
 - ② 子会社のリスク管理については、子会社各社の規則に基づき適切に管理するほか、子会社の業務執行の重要案件については子会社の業務執行取締役が定期的かつ随時親会社である当社への報告を行い、または「ロートグループ管理規則」に基づき、事前に親会社である当社の代表取締役もしくは取締役会の承認を得る体制を構築しております。
 - ③ 当社および子会社に不測の事態が発生した場合には、社長直轄の危機管理委員会等を設置し、顧問弁護士等を含む外部のアドバイザーの意見などを聴きながら、迅速に対応し損害およびその拡大を防止する体制を整えます。
 - ④ 当社は、取締役副社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置しています。委員会では、当社グループを取り巻く地球規模の環境および社会に関するサステナビリティ課題に対して、取組みに向けての全社方針や中長期目標の策定、それを推進するための社内体制構築を行い、適宜取締役会の承認を得る体制を構築しております。
 - ⑤ 当社は、ロートグループCSR調達ガイドラインを制定しております。「法令・企業倫理の遵守」「人権尊重」「労働安全衛生」「環境配慮」「安定供給、品質、製品安全の保証」「情報セキュリティの確保」「社会への貢献」の7項目からなり、当社グループ内及びサプライヤーに対し本ガイドラインの周知を進めることで、社会的課題の解決と、当社グループとサプライヤー双方の企業価値向上を目指しております。
 - ⑥ 当社は、安全衛生推進室を設置し、各職場における役職員の安全・健康に対する措置を講じるとともに労働災害の防止に当たります。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、定例の取締役会のほか機動的に臨時取締役会を開催、または書面決議を行い、意思決定の迅速化を図っております。
 - ② 重要な業務執行課題については、原則隔週で開催される社内取締役を含む執行幹部で構成される執行会議にて協議を行い、必要に応じて随時取締役会にて報告しています。
 - ③ 稟議基準を策定し、そこで決裁された内容のうち主要なものは取締役会にて報告する体制を取っています。
 - ④ その他定常的な事業運営上の重要事項については、意思決定権限のある各部門長などが参加する社長ミーティングを原則隔週で開催することにより、情報の共有化、経営判断および業務執行の迅速化と適正化の向上に努めております。

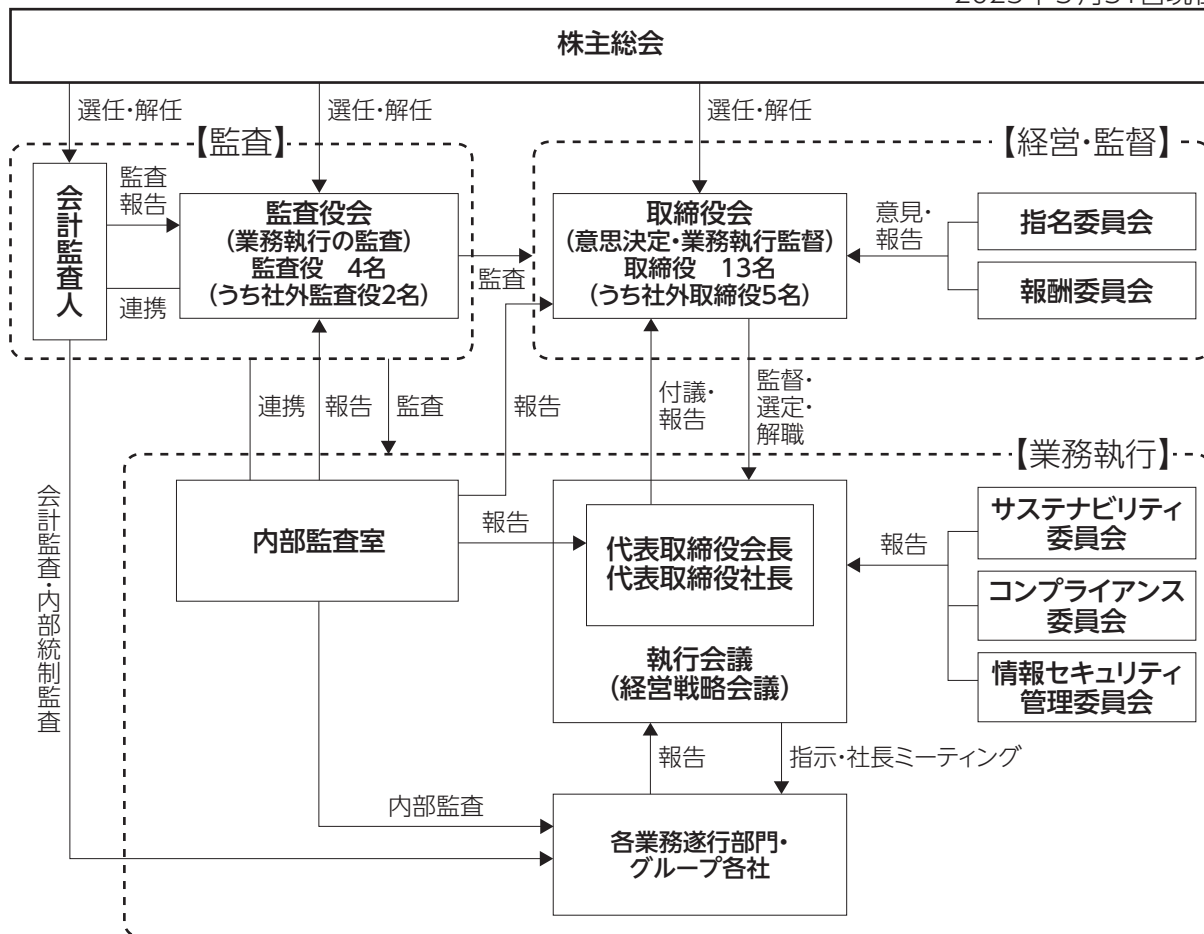
5. 当社および子会社における業務の適正を確保するための体制
 - ① 企業グループにおける業務の適正さと効率性を確保するために、「グローバルマネジメントブック」および「ロートグループ管理規則」を制定し、子会社の業務執行取締役から、親会社である当社が定期的または随時報告を受けるという体制により子会社経営の管理を行います。また、当該報告に応じて、当社からも助言を行うことにより、子会社の迅速で効率的な意思決定に寄与するようにします。
 - ② 子会社の業務執行にあたっての重要案件については「ロートグループ管理規則」に定める基準に基づき、親会社である当社への報告または承認を得ることとします。
 - ③ 企業グループとしての財務報告の信頼性に関して合理的な保証を得るために内部統制体制を整備し、運用するとともに、その有効性を評価するために内部監査の体制を整備し、運用します。
 - ④ 当社の経営理念およびロートグループコンプライアンス行動指針を企業グループ全体に適用し、周知徹底を図ることといたします。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役の職務を補助すべき使用人として、法務担当者および経営企画担当者ならびに経理財務担当者などが適宜監査役の職務をサポートしております。
 - ② 監査役の職務の補助に当たっては、監査役から直接かつ具体的な指示を受けるものとし、取締役または組織上の上長の指揮命令を受けないこととしております。
7. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、および当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 当社の取締役および使用人ならびに企業グループの取締役、監査役および使用人は、当社の監査役からの要求があるときは、必要な書類を添えて説明しております。
 - ② 当社の取締役および使用人ならびに企業グループの取締役、監査役および使用人は、当社の監査役から求められた事項や特に重要な事実を当社の監査役に報告しております。
 - ③ 監査指摘事項については、取締役および使用人が、遅滞なく監査役に報告を行っております。
 - ④ 報告を行った取締役および使用人に対して、監査役へ報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わないことを遵守しております。
8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払、償還の手続または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務を執行するにあたり発生する各種費用については、一定額の予算を設けるとともに、「役員出張旅費規則」などの社内規則に基づき適正に精算しております。
9. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役が取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べる機会を確保します。

- ② 監査役は、「監査役会規則」および「監査役監査基準」などに基づいて、監査方針の策定、業務分担等を行い、定期的に、取締役、重要な使用人および会計監査人と意見、情報交換を行っております。
- ③ 監査役は、適宜、子会社への往査を実施するとともに、子会社の監査役と意見、情報交換を行っております。
- ④ 監査役は、取締役および使用人に監査指摘事項を提出するとともに、必要に応じて当該部門への助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めております。

＜当社のコーポレート・ガバナンス体制図＞

2025年3月31日現在



(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記方針に基づいて、当期において実施いたしました主な取り組みは以下のとおりです。

1. コンプライアンスに関する取り組み

上記基本方針を踏まえ、考え方の浸透および理解促進を図るために、国内外を含め、当社全従業員に対して、継続的に研修等を行っております。これらについては当社の商品や社会貢献活動などを通じて、お取引先様やお客様などに広く発信しております。また、当社は国連グローバル・コンパクトに署名し、その10原則を支持しており、環境保全・人権擁護・腐敗防止などの考え方については当社の「ロートグループCSR調達ガイドライン」にまとめ、さらに社員が守るべき倫理、価値観をまとめた「ロートグループコンプライアンス行動指針」を整備しております。当社は代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、包括的に社会規範の遵守、企業倫理の強化を推進し、委員会に掛かる重要なコンプライアンス事項については速やかに取締役会および監査役会に報告される体制をとっております。コンプライアンス推進部を設置し、すべての役職員に対してコンプライアンス意識を醸成しております。同時に安全衛生推進室も設置し、役職員の安全・健康に対する措置を講じるとともに労働災害の防止に当たっております。また、社内通報体制である「ロートグループ・ホットライン」は、外部の弁護士事務所に通じ、内部通報者に不利益にならないよう配慮することで職場内では解決することが難しい問題へ対応する体制を整えております。さらに、お取引先様が当社事業に関わる不正行為や法令違反等について相談・通報できる「ビジネスパートナー・ホットライン」もロート製薬コーポレートサイト上に設置し、外部通報体制を整えております。

2. 取締役の職務執行の効率化に関する取り組み

当社は、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するために、日常の業務を遂行する部門間での連携を強めると同時に、中長期的な視点で経営課題に取り組むSD本部（戦略デザイン本部）を設置しております。また取締役会での適切な意思決定とより深い議論を推進するために社内取締役および執行役員等で構成する「執行会議（経営戦略会議）」を隔週にて開催しております。さらに各部門における重要意思決定や全社的課題を全部門長にタイムリーに情報共有するために「社長ミーティング」を隔週で開催しております。取締役は、これらの業務全般を執行、監督する機能を有しております。

取締役会では、定例の取締役会の他に書面決議や稟議決裁の体制を設け、より重要な案件に協議の時間を割けるよう運営しております。稟議については取締役会にて報告を受けることで適正な運用を監督しております。また取締役会から独立した任意の委員会として、「指名委員会」および「報酬委員会」を設置し、取締役候補者の選定および取締役の個別報酬決定のプロセスの透明性および客観性を高めております。なお両委員会とも、過半数を社外取締役で構成されており、「指名委員会」は社外取締役を議長としております。

3. 子会社管理に関する取り組み

子会社からは四半期業務報告ほか随時必要な報告を受けております。当社は「ロートグループグローバルマネジメントブック」を策定し、子会社が自律した経営を行うための指針としており、また重要案件については「ロートグループ管理規則」に基づき、親会社である当社の取締役会もしくは代表取締役の承認を得ることとしており、当社の子会社管理を管轄する部門がその後の状況を監督しております。

4. 監査役の監査の実効性に関する取り組み

各監査役は、取締役会、執行会議その他重要な会議に出席し、また子会社の監査役との間での情報共有を実施するとともに、代表取締役会長、代表取締役社長および全ての社内取締役との意見交換を適宜行い、取締役の職務の執行が法令・定款を遵守しているかを中心に監査しております。加えて、四半期ごとに会計監査人より会計監査結果（期中レビュー・年度監査）の報告を受け、当社の会計状況が適正であることを監査しております。また、当社内部監査部門やコンプライアンス推進部との定期的な会合でグループ全体のリスクマネジメントに掛かる情報共有及び意見交換を行っております。その他、常勤監査役は、主要な国内外の子会社への監査を実施しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、当社の定款第2条に定める「経営理念」や全従業員が行動規範とすべき「7つの宣誓」、コーポレートスローガンである「ロートは、ハートだ。」を拠り所とし、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるものでなければならぬと認識しております。そのためには、幅広い視野と専門性の高い業務知識やノウハウを兼ね備えた者が取締役役に就任し、当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することがその目的に資するものと考えております。

そして、第三者による当社株式の大規模な買付行為がなされた場合、それに応じるか否かは、最終的には株主様の判断に委ねられるべきものと考えますが、その目的などから見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものでない場合は、適時適切な情報開示に努めるとともに、会社法その他関連法令の許容する範囲内において適切な対応を行ってまいります。

2. 基本方針実現のための取り組み

当社グループが目指す普遍的な経営理念である「7つの宣誓」に加えて、コーポレートスローガンとして「ロートは、ハートだ。」を制定しております。これは未来の可能性は人のハートの中にこそあると考え、当社従業員一人ひとりの情熱を、社会をより良い方向へと進める力に変えることで、お客さま、患者の皆さまのハートを動かしていくことを宣言しております。

「健康」は誰もが願うことであり幸せの源ですが、単に病気にならないというだけではなく、それによって社会に貢献できることが真の「健康」であると私たちは考えており、「健康と美に関するあらゆるソリューションを提供する会社」を目指し、日々活動しております。国内外におけるアイケア事業、スキンケア事業、内服事業、その他周辺事業ならびに再生医療をはじめとする新規事業など、当社および当社グループの事業構成は多岐にわたりますが、それぞれの方向性を明確にし、経営資源の配分の最適化を継続的に進めてまいります。これら各事業を将来にわたって拡大・発展させるための布石を着実に打つことにより、今後の収益基盤の一層の安定と確立に努め、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の最大化に取り組んでまいります。さらに当社は高いレベルでの社会的責任への取り組み強化も積極的に推進しており、加えて環境マネジメントの推進、コンプライアンス体制の確立、リスクマネジメント等のESGの充実にも鋭意取り組んでいるところであります。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,504	4,516	209,399	△4,939	215,480
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△7,072		△7,072
親会社株主に帰属 する当期純利益			31,006		31,006
自己株式の取得				△5,000	△5,000
連結範囲の変動			△255		△255
持分法適用会社の減少に伴う 利益剰余金増加高			289		289
利益剰余金から資本剰余金への振替		4,924	△4,924		－
非支配株主との 取引に係る親会社の持分変動		△9,440			△9,440
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△4,516	19,043	△5,000	9,526
当 期 末 残 高	6,504	－	228,442	△9,939	225,007

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	11,276	18,594	591	30,461	382	710	247,036
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△7,072
親会社株主に帰属 する当期純利益							31,006
自己株式の取得							△5,000
連結範囲の変動							△255
持分法適用会社の減少に伴う 利益剰余金増加高							289
利益剰余金から資本剰余金への振替							—
非支配株主との 取引に係る親会社の持分変動							△9,440
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,810	5,219	834	4,243	—	10,634	14,877
当 期 変 動 額 合 計	△1,810	5,219	834	4,243	—	10,634	24,404
当 期 末 残 高	9,466	23,813	1,425	34,705	382	11,345	271,440

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

① 連結子会社の数 89社

② 主要な連結子会社の名称

ロートUSA	メンソレータム社
メンソレータム社・イギリス	メンソレータム社・アジアパシフィック
メンソレータム社・中国	メンソレータム社・台湾
ロート・インドネシア社	ロート・メンソレータム・ベトナム社
クオリテックファーマ(株)	ロートニッテン(株)
天藤製薬(株)	天津ロート社
ロート・ファーマ・インド社	ロート・メンソレータム・バングラデシュ社
ロート・ブラジル・ホールディングス社	ロート・ブラジレイラ社
オフサルモス社	香港ラボ
ソアー・アールツーエム社	ユーヤンサン・インターナショナル社

当連結会計年度から、新たに設立したソアー・アールツーエム社、ロート・メンソレータム社・オーストリア他1社及び、新たに株式を取得したことに伴い、ユーヤンサン・インターナショナル社、モノ社他39社を連結の範囲に含めております。(うち1社は期中に清算)

なお、前連結会計年度において非連結子会社であったロート・メンソレータム・カンボジア社他1社は重要性が増した事等により、連結の範囲に含めております。(うち1社は期中に吸収合併により消滅)

また、前連結会計年度において連結子会社であったメンソレータム社・上海は清算したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)ロートピア

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数 1 社

ロート・ファルマ・インドネシア社

(2) 持分法を適用した関連会社数 8社

(株)アンズコーポレーション

(株)バイオミメティクスシンパシーズ

他6社

当連結会計年度から、新たに株式を取得したことに伴い、ユーヤンサン・インターナショナル社の関連会社6社を持分法適用の範囲に含めております。また、株式を売却したことに伴い、カフェ・カンパニー(株)を持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社数 22社

(株)ロートピア

他21社

(4) 持分法を適用しない関連会社数 11社

サンウェイズ・ロート・ファーマ社

他10社

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず、関連会社としなかった当該他の会社等の名称

該当事項ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社89社のうち、クオリテックファーマ(株)他16社の決算日は連結決算日と一致しており、ユーヤンサン・インターナショナル社他57社は12月末日であり、ロートUSA、メンソレータム社、メンソレータム社・アジアパシフィック他11社は2月末日であります。連結計算書類の作成にあたり、決算日の異なる連結子会社については、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

なお、当社は、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

当社及び国内連結子会社……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

在外連結子会社……………主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社……………主として定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

在外連結子会社……………主として定額法

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ④ 使用権資産……………一部の在外連結子会社につきましては、IFRS第16号「リース」又はASC第842号「リース」を適用しております。これにより、借手は原則としてすべてのリースを資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループはアイケア関連、スキンケア関連、内服関連及びその他の商品又は製品(サービス)を製造・販売しており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。また一部の子会社では、店舗において漢方薬関連の商品及び製品を販売しております。

② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

これらの商品及び製品(サービス)の販売については、商品及び製品が顧客に引き渡された時点及びサービスを提供した時点で収益を認識しております。

ただし、商品及び製品の国内の販売については、出荷時に収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

主として、10～20年間で均等償却をしております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主

として15年) による定額法により費用処理しております。

② グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号2024年3月22日 企業会計基準委員会)を当連結会計年度の期首から適用しております。

2021年10月に経済協力開発機構(OECD)/主要20か国・地域(G20)の「BEPS包摂的枠組み(Inclusive Framework on Base Erosion and Profit Shifting)」において、当該枠組みの各参加国によりグローバル・ミニマム課税について合意が行われています。これを受けて、我が国においても国際的に合意されたグローバル・ミニマム課税のルールのうち所得合算ルール(Income Inclusion Rule(IIR))に係る取扱いが2023年3月28日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第3号)において定められ、2024年4月1日以後開始する対象会計年度から適用することとされています。グローバル・ミニマム課税は、一定の要件を満たす多国籍企業グループ等の国別の利益に対して最低15%の法人税を負担させることを目的とし、当該課税の源泉となる純所得(利益)が生じる企業と納税義務が生じる企業が相違する新たな税制とされています。「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」は、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税及び地方法人税の会計処理及び開示の取扱いを示すものであります。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「退職給付に係る資産」(前連結会計年度 1,846百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めておりました「使用権資産」(前連結会計年度 3,018百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金の測定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金繰入額 (△は戻入)	475百万円
貸倒引当金	△7,484百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。債権の回収不能見込額は債務者の財務内容の評価に基づいておりますが、その評価にあたり債務者が保有する不動産の処分見込額を考慮したものが含まれております。不動産の処分見込額は不動産鑑定評価額を基礎としていますが、現時点では予想できない将来の環境変化等によって評価額が変動することにより翌連結会計年度において貸倒引当金の計上金額が修正される可能性があります。

2. 無形固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	47,494百万円
上記のうちインターステム㈱に係るのれん	878百万円
上記のうちユースン・インターナショナル社に係るのれん	43,832百万円
無形固定資産のその他	8,575百万円
上記のうちインターステム㈱の仕掛研究開発費	1,070百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

インターステム㈱に係るのれん及び仕掛研究開発費

インターステム㈱に係るのれん及び仕掛研究開発費については主として取得時に策定された事業計画と実績との比較に基づいて減損の兆候の有無を把握しており、当該事業計画の策定にあたってはCCI (Cultured Chondrocyte Implantation / 培養軟骨細胞) キットを用いた開発品について規制当局からの販売承認を取得する可能性、上市後の販売予測、製造原価の予測などの主要な仮定が置かれております。当連結会計年度において減損の兆候はないと判断しておりますが、主要な仮定が変化した場合には減損の兆候があると判断し、翌連結会計年度以降ののれん及び仕掛研究開発費の金額に重要な影響を与える可能性があります。

ユーヤンサン・インターナショナル社に係るのれん

ユーヤンサン・インターナショナル社株式は、市場価格のない株式であり、超過収益力等を反映した価額で取得しております。なお、のれんの金額は、当連結会計年度において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額となっております。当該のれんはその効果の及ぶ期間にわたって均等償却していますが、実質価額が著しく下落したときには減損処理が必要となります。当連結会計年度においては、事業計画と取得後の実績を比較し、その実質価額に著しい下落が見られないと判断しております。

超過収益力等の評価は、取得時の事業計画を基礎として算定された株式価値を踏まえて決定されております。これらの将来予測を反映した事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りは長期にわたり、また、主として市場の状況といった外部要因により変動する可能性があります。今後、将来の事業計画に重要な変更が生じ、超過収益力が毀損していると判断された場合には、減損の兆候があると認められ、翌連結会計年度以降の連結計算書類において重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 短期借入金608百万円、長期借入金1,076百万円の担保に供しているもの

建物及び構築物	2,943百万円
機械装置及び運搬具	202百万円
工具、器具及び備品	14百万円
土地	2,913百万円
建設仮勘定	14百万円
その他	3百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 141,343百万円
3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っております。

(株)ロートピア	100百万円
(株)はじまり屋	28百万円
合計	128百万円
4. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	465百万円
売掛金	46,664百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 236,178,310株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月22日 取締役会	普通株式	百万円 3,422	円 15.00	2024年3月31日	2024年6月13日
2024年11月13日 取締役会	普通株式	百万円 3,650	円 16.00	2024年9月30日	2024年12月5日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月19日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	百万円 4,519	円 20.00	2025年3月31日	2025年6月12日

4. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 9,497,750株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、設備投資等に必要な資金は銀行借入及び社債発行により調達することとしており、短期的な運転資金は銀行借入及び売掛債権の流動化により調達しております。なお、デリバティブは内部管理ルールに従い、主として金利変動リスクを回避するために実需の範囲で行うこととしております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、内部管理ルールに沿ってリスクの低減を図っており、当社では状況に応じ担保及び取引保証金の提供を受けております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。長期貸付金は、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等を把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	22,475	22,475	—
(2) 長期貸付金 (1年内回収予定のものを含む) 貸倒引当金 (※)	6,751 △5,561		
	1,189	1,191	1
資産計	23,665	23,667	1
(1) 長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	20,688	20,944	256
(2) 転換社債型新株予約権付社債	25,370	26,793	1,423
負債計	46,058	47,738	1,679

(※) 長期貸付金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額23,952百万円）は、「(1) 投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	22,115	—	—	22,115
社債	—	—	0	0
その他	—	—	360	360
資産計	22,115	—	360	22,475

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	172	1,019	1,191
資産計	—	172	1,019	1,191
転換社債型新株予約権付社債	—	26,793	—	26,793
長期借入金	—	20,944	—	20,944
負債計	—	47,738	—	47,738

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に基づく利率を用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、一部の貸付金について、回収見込額等を個別に勘案し、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント (注) 1					その他 (注) 2	合計
	日本	アメリカ	ヨーロッパ	アジア	計		
顧客との契約から生じる収益	164,988	20,769	19,163	100,336	305,258	3,366	308,625

(注) 1. 「アメリカ」の区分は米国、ブラジル等の現地法人の事業活動、「ヨーロッパ」の区分は英国、ポーランド、南アフリカ等の現地法人の事業活動、「アジア」の区分は中国、シンガポール、マレーシア、ベトナム等の現地法人の事業活動を含んでいます。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オーストラリアの現地法人の事業活動を含んでいます。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループはアイケア関連、スキンケア関連、内服関連及びその他の商品又は製品(サービス)の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。また一部の子会社では、店舗において内服関連の商品及び製品を販売しております。

これらの商品及び製品(サービス)の販売については、商品及び製品が顧客に引き渡された時点及びサービスを提供した時点で、国内の販売については出荷時に収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、売上リバート等を控除した金額で測定しております。返品に応じる義務を負っている取引については、発生しうると考えられる予想返金額を過去の実績を基に算定し、取引価格より控除する方法を用いて収益を算定するとともに、返品されると見込まれる商品の対価を返金負債として認識しております。売上リバートについては、取引の対価の変動部分を過去の実績等に基づき合理的に見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。また、販売手数料等の顧客に支払われる対価について、取引価格から減額しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高並びに過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益については、金額的重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約はありません。

なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,149円35銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 136円11銭 |

企業結合等に関する注記

取得による企業結合

(株式取得によるユーヤンサン・インターナショナル社の連結子会社化)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 ユーヤンサン・インターナショナル社

事業の内容 漢方薬・食品等の製造及び販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、世界の人々に商品やサービスを通じて「健康」をお届けすることによって、当社を取り巻くすべての個人や社会を「Well-being」に導くことを存在意義(パーパス)として事業を展開し、事業領域ビジョン2030では一般用医薬品、スキンケア、食品のコア事業の更なる拡大・強化を目指しています。製品及びサービス別売上でスキンケアは現在65%（2024年3月期）を占めていますが、あらゆる健康に対してソリューションを提供するには一般用医薬品・食品の更なる強化は必須であり、地域別売上高で約30%（2024年3月期）を占めているアジア地域は今後更なる成長が期待できます。ユーヤンサン・インターナショナル社のアジアにおける強い製品・ブランド力と当社の研究技術開発・販売力が連携することで、革新的なビジネスにつなげ、前例のない健康事業の実現を目指します。

(3) 企業結合日

2024年6月3日（みなし取得日 2024年6月30日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

85.91%

(7) 取得企業を決定するに至った主な経緯

当社グループが現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年6月30日をみなし取得日としており、かつ、連結決算日との差異が3か月を超えないことから、当連結会計年度においては2024年7月1日から2024年12月31日までの業績が含まれております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内容

取得対価は、社外の専門家を利用し、被取得企業の事業計画を基礎とした事業価値を評価し、決定しております。

取得の対価	現金	694.5百万シンガポールドル (80,840百万円)
取得原価		694.5百万シンガポールドル (80,840百万円)

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 209百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び期間

(1) 発生したのれん

44,792百万円

なお、のれんは、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものです。

(3) 償却の方法及び償却期間

20年にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	16,360百万円
固定資産	16,614 //
資産合計	32,975 //
流動負債	10,833 //
固定負債	5,656 //
負債合計	16,490 //

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	18,502百万円
営業利益	1,702 //
経常利益	△846 //

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(株式取得によるモノ社の連結子会社化)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 モノ社

事業の内容 医薬品・医療機器等の製造・卸・販売・輸出

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、製品やサービスを通じて世界中の人々に「健康」をお届けすることによって、当社を取り巻くすべての個人や社会を「Well-being」へと導くことを存在意義（パーパス）として事業を展開し、ロートグループ総合経営ビジョン2030では一般用医薬品、スキンケア、食品の各コア事業の更なる拡大・強化を掲げています。当社の地域別売上高に占めるヨーロッパの比率は 5.1%（2024年3月期）ですが、拡大余地のあるヨーロッパ市場により多様な製品ソリューションを提供するため、一般用医薬品・医療機器の更なる強化は不可欠です。モノ社は最新のヨーロッパ医薬品規制・医療機器規制に準拠した高品質の製品を生産する能力を備えており、今後更なる成長が期待できます。

(3) 企業結合日

2024年8月23日（みなし取得日 2024年6月30日）

(4) 企業結合の法的形式

第三者割当増資の引き受け及び現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

51.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な経緯

当社グループが第三者割当増資を引き受けたこと及び現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年6月30日をみなし取得日としており、かつ、連結決算日との差異が3か月を超えないことから、当連結会計年度においては2024年7月1日から2024年12月31日までの業績が含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内容

取得対価は、被取得企業の事業計画を基礎とした事業価値を評価し、決定しております。

取得の対価	現金	30百万ユーロ（4,880百万円）
取得原価		30百万ユーロ（4,880百万円）

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 71百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び期間

(1) 発生したのれん

1,715百万円

なお、のれんは、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものです。

(3) 償却の方法及び償却期間

15年にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	7,466百万円
固定資産	4,054 //
資産合計	11,521 //
流動負債	3,914 //
固定負債	1,421 //
負債合計	5,335 //

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	2,492百万円
営業利益	2 //
経常利益	△87 //

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

共通支配下の取引等

(連結子会社(ソアー・アールツーエム社)の第三者割当増資)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	ソアー・アールツーエム社
事業の内容	持株会社

(2) 企業結合日

2024年5月31日、2024年8月2日

(3) 企業結合の法的形式

当社及び当社子会社以外の第三者を引受人とする第三者割当増資

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

シンガポール漢方薬製造販売企業のユーヤンサン・インターナショナル社の株式を取得し子会社化するため、三井物産株式会社及び創業家を割当先とする第三者割当増資を行いました。これにより当社の出資比率は2024年5月31日に66.67%、2024年8月2日に60.00%となっております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

当社及び当社子会社以外の第三者を引受人とする第三者割当増資による持分変動

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

582百万円

(子会社株式(ユーヤンサン・インターナショナル社)の追加取得)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	ユーヤンサン・インターナショナル社
事業の内容	漢方薬・食品等の製造及び販売

(2) 企業結合日

2024年6月20日、26日、7月2日、8日、10日、16日、24日、30日、8月29日

- (3) 企業結合の法的形式
非支配株主からの株式取得

- (4) 結合後企業の名称
変更ありません。

- (5) その他取引の概要に関する事項

当社の子会社であるソアー・アールツーエム社は、2024年6月10日より段階的にユーヤンサン・インターナショナル社の株式を強制的公開買付けにより追加取得しました。その後、ソアー・アールツーエム社はシンガポール会社法 215 条第 1 項に基づき、本件公開買付けに応募しなかった株主から強制的にその保有する株式を公開買付け価格で買い取る権利を行使し、これにより2024年8月29日付で同社を完全子会社といたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	113.8百万シンガポールドル（13,505百万円）
取得原価		113.8百万シンガポールドル（13,505百万円）

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

- (1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

- (2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

8,763百万円

その他の注記

記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						事業 拡張 積立金	オープン イノベー ション 促進税制 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金
当 期 首 残 高	6,504	5,607	223	5,831	812	1,000	350	36,130	97,176
当 期 変 動 額									
剰余金の配当									△7,072
当 期 純 利 益									18,860
自己株式の取得									
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	－	11,788
当 期 末 残 高	6,504	5,607	223	5,831	812	1,000	350	36,130	108,964

(単位：百万円)

	株 主 資 本			評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
	利益 剰余金 合計						
当 期 首 残 高	135,468	△4,939	142,865	11,023	11,023	382	154,272
当 期 変 動 額							
剰余金の配当	△7,072		△7,072				△7,072
当 期 純 利 益	18,860		18,860				18,860
自己株式の取得		△5,000	△5,000				△5,000
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				△1,771	△1,771	－	△1,771
当期変動額合計	11,788	△5,000	6,788	△1,771	△1,771	－	5,016
当 期 末 残 高	147,257	△9,939	149,654	9,251	9,251	382	159,288

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……………主に移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を下回る場合には、当該不足額を退職給付引当金として計上し、上回る場合には当該超過額を前払年金費用として、投資その他の資産に含めて計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。
- (5) 債務保証損失引当金……………債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

……………当社はアイケア関連、スキんケア関連、内服関連及びその他の商品又は製品(サービス)を製造・販売しており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

(2) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

……………これらの商品及び製品(サービス)の販売については、商品及び製品が顧客に引き渡された時点及びサービスを提供した時点で収益を認識しております。
ただし、商品及び製品の国内の販売については、出荷時に収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法…退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 繰延資産の処理方法…定額法を採用しております。

社債発行費 社債の償還期間で償却（7年）

会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金の測定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社貸倒引当金繰入額	729百万円
貸倒引当金	△14,707百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）1.(2)」に記載した内容と同一であります。

2. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	71,503百万円
上記のうちインターステム(株)の株式	2,185百万円
上記のうちソアー・アールツーエム社の株式	15,605百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

子会社株式および関連会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行うこととしています。

インターステム(株)の株式

インターステム(株)の評価にあたっては、超過収益力を実質価額の算定に加味しています。

見積りの内容は、連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）2.(2) インターステム(株)に係るのれん及び仕掛研究開発費」に記載した内容と同一であります。

ソアー・アールツーエム社の株式

ソアー・アールツーエム社は、ユーヤンサン・インターナショナル社の取得にあたり設立した特別目的会社であり、ソアー・アールツーエム社が保有しているユーヤンサン・インターナショナル社の株式の評価にあたっては、超過収益力を実質価額の算定に加味しています。

見積りの内容は、連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）2.(2)ユーヤンサン・インターナショナル社に係るのれん」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 54,932百万円
2. 保証債務
 下記の会社の金融機関からの借入金及び買掛金に対して、債務保証を行っております。
 ソアー・アールツーエム社 9,698百万円
 (株)北辰フーズ 811百万円
 ロート・メンソレータム・ミャンマー社 377百万円
 (株)ロートピア 100百万円
 その他 28百万円
 合計 11,016百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務
 短期金銭債権 2,439百万円
 長期金銭債権 12,982百万円
 短期金銭債務 2,615百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高……………	売	上	高	4,384百万円
	仕	入	高	14,664百万円
	販	売	費	1,892百万円
	営	業	取	2,838百万円
	引	以	外	
	の	取	引	
	高			

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	8,039,532	2,174,402	—	10,213,934

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

2025年2月26日の取締役会決議による自己株式の取得	2,174,300株
単元未満株式の買取請求	102株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	4,641百万円
未払事業税	281百万円
賞与引当金	870百万円
返金負債	1,348百万円
退職給付引当金	411百万円
新株予約権	120百万円
契約一時金費用	542百万円
投資有価証券評価損	3,393百万円
関係会社株式評価損	5,433百万円
デット・エクイティ・スワップ損失	314百万円
その他	787百万円
繰延税金資産小計	18,145百万円
評価性引当額	△10,674百万円
繰延税金資産合計	7,470百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△4,295百万円
その他	△110百万円
繰延税金負債合計	△4,406百万円
繰延税金資産の純額	3,064百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ケレス沖縄	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 1、2	160	長期貸付金	5,181
子会社	ソアー・アール ツーエム社	所有 直接 19.2% 間接 40.8%	債務保証	債務保証 (注) 3	9,698	—	—
			資金の貸付	資金の貸付 (注) 4	13,310	—	—
			増資の引受	増資の引受 (注) 5	48,037	関係会社株式	15,605
子会社	メンソレータム 社・アジアパシ フィック	所有 間接 100%	製品・原材 料の供給等	有価証券の 譲渡 (注) 6	32,641	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. (株)ケレス沖縄に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
2. 上記の子会社への貸付金に対し、4,012百万円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度において148百万円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。
3. ソアー・アールツーエム社の銀行借入（87百万シンガポールドル、期限2年）につき、債務保証を行ったものであり、年率0.1%の保証料を受領しております。
4. 株主ローンとして貸し付けたものであり、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、当事業年度において99百万円の受取利息を計上しております。また、当事業年度において債権の株式化（デット・エクイティ・スワップ）を実施しております。
5. 2024年5月31日及び2024年8月2日付の当社及び当社以外の第三者を引受人とする第三者割当増資により引き受けたもの及び債権の株式化（デット・エクイティ・スワップ）によるものであります。
6. ソアー・アールツーエム社の株式であり、対価は当社が取得した価格と等しい価格を用いており、社外の専門家を利用して算定した価格を参照して決定しております。なお、譲渡に伴う損益は発生しておりません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 703円23銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 82円79銭 |

その他の注記

記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

ロート製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 美 和 一 馬
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 山 晃 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ロート製薬株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロート製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。
- 監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

ロート製薬株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 美 和 一 馬
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 山 晃 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロート製薬株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第８９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役は、当社および当社グループが健全で持続的な成長を遂げ、全てのステークホルダーからの信頼に応えるガバナンスを確立するために、独立した立場で職務に取り組んでいます。

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、WEB経由のリモート手段も用いて取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、国内外の子会社・関連会社については、各社の取締役、監査役および従業員等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組）については、取締役会その他における審議の状況などを踏まえ、その内容について検討いたしました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について、報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、当社において引き続き広告表示に係る管理体制の強化を進めており、その進捗状況を確認してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

□ート製薬株式会社 監査役会

常勤監査役	木	村	雅	則	㊟
常勤監査役	上	村	秀	人	㊟
監査役	谷		保	廣	㊟
監査役	杓	山	栄	理	㊟

(注) 監査役谷保廣、監査役杓山栄理は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上